

八尾市告示第350号

八尾市乗合タクシー「たこち号・たいしょう号・しき号・あけがわ号」本格運行業務について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和7年7月16日

八尾市長 山 本 桂 右

記

1 入札に付すべき事項

- (1) 件名 八尾市乗合タクシー「たこち号・たいしょう号・しき号・あけがわ号」本格運行業務
- (2) 業務内容 仕様書に定めるとおり。
- (3) 履行期間 仕様書に定めるとおり。
- (4) 入札形態 郵便入札による3回打切りとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 公告の日から過去3年の間、政令第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 国又は地方公共団体と本件入札に係る業務及び内容をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これを履行した実績を有していること。
- (4) 仕様書に定める要件を満たす本件入札に係る準備及び業務を履行期間において確実に履行できること。
- (5) 運行計画（案）における「運行ダイヤ」の各便（第1便から第8便まで）の始発時刻30分前まで予約を受け付け、かつ、その便の各乗降場の発車時刻前までに配車が可能であること。
- (6) 直近2年間の法人税、消費税及び地方消費税、市町村民税並びに固定資産税を滞納していないこと。
- (7) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八

尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）、本件業務に関連する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）を受けていないこと。

- (8) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。
- (9) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可（同法第3条第1号ハに係るものに限る。4(1)オにおいて「一般乗用旅客自動車運送事業の許可」という。）を受けていること。
- (10) 履行期間の初日の前日までに道路運送法第4条第1項の許可（同法第3条第1号イに係るものに限る。17において「一般乗合旅客自動車運送事業の許可」という。）を受けることが可能であること。

3 入札参加資格審査申請書及び仕様書等

公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間に本市のホームページに入札参加資格審査申請書及び仕様書等を掲載するので、これらをダウンロードすること。

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp/>

4 入札参加資格審査申請手続

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格審査申請書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。ただし、令和7年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）に登録されている者については、申請書類のうち、アからエまでの書類の提出を要しない。

ア 登記簿謄本 写し可

イ 印鑑証明書 写し可

ウ 納税証明書（国税） 写し可

エ 納税証明書（市税）【法人市民税】【固定資産税（土地家屋・償却資産）】 写し可

オ 一般乗用旅客自動車運送事業の許可に係る許可書の写し

カ 入札参加資格審査申請書【様式 1】

キ 誓約書【様式 2】

ク 実績調書【様式 3】及び契約実績を証明する書類（契約書の写し）

なお、アからエまでは、官公署において令和 7 年 6 月 1 日以降に発行されたものとする。

(2) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期間内に郵送により提出しなければならない。

(3) 申請書類の郵送方法は、次のとおりとする。

ア 申請書類は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかによる方法とし、下記イの条件を満たす必要があることから、配達時間帯希望において午前、午後(1)又は午後(2)の中から選択のうえ提出すること。

イ 申請書類は、令和 7 年 8 月 5 日午後 4 時までに必着するように郵送すること。

5 入札参加資格審査申請受付

(1) 郵送受付期間 公告の日から令和 7 年 8 月 5 日（火）午後 4 時まで

(2) 送付先住所 八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市役所西館 3 階

八尾市都市整備部都市交通課都市交通係

6 入札参加資格の審査及び通知

申請書類により入札参加資格を審査し、その結果については令和 7 年 8 月 7 日に電子メールにより通知する。なお、入札参加資格を認められなかった者に対しては、理由を付して通知する。

7 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に対する質問は、電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

ア 質問受付期間 公告の日から令和 7 年 7 月 23 日（水）正午まで

イ 問合せ先 八尾市都市整備部都市交通課都市交通係

電子メールアドレス koutuu@city.yao.osaka.jp

電話 072-924-3856（直通）

(2) 受け付けた質問及びその回答は、令和 7 年 7 月 28 日午後 1 時以降に本市

のホームページ上にて掲載する。

8 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加資格審査申請受付締切から入札執行時までの間において、入札参加停止措置、営業停止処分又は入札等排除措置を受けている者
- (2) 入札参加資格審査申請受付期間内に申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けていないもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けていないもの

9 契約条項を示す場所

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所西館3階

八尾市都市整備部都市交通課都市交通係

10 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条各号のいずれかに該当する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額（1年当たりの契約金額に換算した金額）（税込）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

11 入札書及び辞退届の送付について

- (1) 入札参加資格を認められた者のうち、入札に参加を希望する者は入札書を、入札を辞退する者は辞退届を提出すること。
- (2) 入札書又は辞退届は、郵便入札の手引きで定めるとおり準備のうえ、受付期間内に郵送で提出すること。
- (3) 入札書又は辞退届の郵送方法は、4(3)と同様の方法により提出すること。ただし、辞退届については内封筒に入れる必要はないものとする。

(4) 郵送受付期間 令和 7 年 8 月 7 日（木）から同月 25 日（月）午後 4 時まで

(5) 送付先住所 八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市役所西館 3 階

八尾市都市整備部都市交通課都市交通係

12 入札執行（開札）の日時及び場所

(1) 日時 令和 7 年 8 月 28 日（木）午後 3 時 00 分

(2) 場所 八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市役所本館 4 階 入札室

13 入札の中止等

建設工事等競争入札心得第 5 条に定めるところによる。

14 落札者の決定

(1) 仕様書に定める業務を全て含む費用で、予約等において配車する 1 便当たりの単価（消費税及び地方消費税を含む。）を入札するものとし、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、落札者とならないことがある。

ア 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあること。

イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であること。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者の数が 2 以上であるときは、くじにより落札者を決定する。

15 入札の無効

規則第 111 条各号のいずれか又は建設工事等競争入札心得第 7 条各号のいずれかに該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

16 契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、営業停止処分若しくは入札等排除措置を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この

場合において、本市は一切の責めを負わず、及び落札者が入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額（１年当たりの契約金額に換算した金額）（税込）の100分の３に相当する金額を徴収するものとする。

17 契約の解除

履行期間の初日の前日までに、落札者が一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けることができない場合は、契約を解除する。16後段の規定は、この場合について準用する。

18 その他

- (1) 入札に参加する者の数が１の場合であっても、入札は行うものとする。
- (2) 開札の立会いを希望する入札参加者は、電話連絡を行うこと。

ア 受付期間 令和７年８月７日から同月25日午後４時まで

イ 電話連絡先 072-924-3856（直通）

ウ 開札の立会いは、１事業者１人とする。

19 問合せ先

八尾市本町一丁目１番１号

八尾市役所 西館３階

八尾市都市整備部都市交通課都市交通係

電話 072-924-3856（直通）

ファックス 072-924-0207

電子メールアドレス koutuu@city.yao.osaka.jp